

5日間クロール・平泳ぎ教室

関B & G海洋センター
 (☎96-1010)

基礎から学び、12.5m～25m泳ぐことを目指します。水泳を始めた人、ぜひご参加ください。

とき 6月20日(月)～24日(金)
 (全5回)

コース・時間

▷クロール…午前10時～11時

▷平泳ぎ…午前11時～正午

ところ 関B & G海洋センター

対象者 18歳以上の人

定員 各20人(先着順)

参加費 各コース2,900円
 (スポーツ保険料含む)

持ち物 水着、キャップ、タオル、
 ゴーグル

申込開始日 6月1日(水)

申込方法 参加費を持参の上、関B & G海洋センターへ直接お申し込みください。

赤ちゃんから始める水泳教室

関B & G海洋センター
 (☎96-1010)

赤ちゃんとお母さんが一緒になって、簡単な遊びを楽しめる水

中ふれあい教室です。

とき 6月27日(月)～7月1日(金)
 午後1時～2時(全5回)

ところ 関B & G海洋センター

対象者 6カ月～3歳の乳幼児とその保護者

定員 10組(先着順)

参加費 2,900円
 (スポーツ保険料含む)

持ち物 水着、キャップ、タオル

申込開始日 6月1日(水)

申込方法 参加費を持参の上、関B & G海洋センターへ直接お申し込みください。

土砂災害警戒区域と特別警戒区域に指定

建設部維持修繕室
 (☎84-5129)

平成28年2月19日に県から区域指定の告示があり、土砂災害警戒区域および特別警戒区域として、川崎町、関町白木一色などの地域が新たに指定されました。

土砂災害警戒区域とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

特別警戒区域とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制限、建築物の構造規制が行われます。

警戒区域では

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。

特別警戒区域ではさらに



特定開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

建築物の構造規制

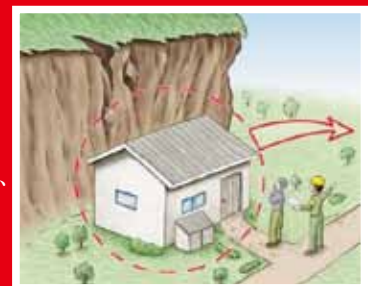


居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

建築物の移転等の勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移動等の勧告が図られます。

移転については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。



※詳しくは、県ホームページおよび市ホームページをご覧ください。建設部維持修繕室・建築開発室・営繕住宅室、または企画総務部危機管理局危機管理室へお問い合わせください。